

## 滑川市健全な財政に関する条例(案)の解説

### 第1章 総則(第1条 第3条)

#### (目的)

第1条 この条例は、財政運営の指針及び基本的な原則を定めることにより、本市財政の健全化に資することを目的とする。

#### 【解説】

この条例は、財政の健全性を維持及び向上並びに確保することを目的として、財政運営に関する指針及び基本的な原則を定めています。

#### (財政運営の指針)

第2条 市は、財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、人口動向、経済状況等社会環境の変化に即した中長期的な財政の見通しの下に、財政を健全に運営しなければならない。

2 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)地方財政法(昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。)及びこの条例の目的に即した計画的な財政運営を行わなければならない。

3 地方債は、地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務としての性格を有することに鑑み、市は、世代間の負担の公平性、財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等に合致しているかなどについて検討し、地方債を発行しなければならない。

#### 【解説】

今後の地方財政は、一層の少子高齢社会の進行により、社会保障関係費について確実に増加が見込まれるほか、国内景気については、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されていますが、雇用情勢は依然として厳しく、急激な回復は望めないことから、市税や地方交付税などの先行き見通しは非常に不透明であり、厳しい財政状況が続くものと予想されます。

こうしたことから、人口動向や常に変化するさまざまな社会経済情勢を見据え、限りある財源を効果的かつ効率的に活用し、市が持続可能な健全な財政運営を行わなければならないことを定めています。

また、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき、健全な財政運営を行うことについてもあわせて定めています。

地方債は、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務と位置づけられていることを踏まえて、起債に当たっては、将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間の負担の公平性や、将来の財政運営に及ぼす影響、また、受益者負担の原則を損なわないものであるかなどを十分検討したうえで発行しなければならないと定めています。

(責務規定)

第3条 市長は、総合計画に基づき予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営しなければならない。

2 職員は、この条例に定める事項を自覚し、十分な注意力をもって、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

【解説】

市長の責務として、総合計画に基づく行政運営と財政の健全な運営を定めています。また、職員の責務として、職務(財務)にあたるうえで、十分な注意力と誠実さ、効率性を定めています。

第2章 財政運営の原則

第1節 財政情報の共有(第4条 第7条)

(情報共有)

第4条 市は、市民と財政に関する情報を共有し、情報を分かりやすく公開することにより、説明責任を果たさなければならない。

2 市は、財政に関する市民の意見の把握に努めなければならない。

【解説】

健全財政を目指すうえで、市民の理解と協力を得ることが、極めて重要なことから、財政に関する情報を積極的に分かりやすく公開することで、市政の透明性を図るとともに説明責任を果たしていくこととしています。

情報共有については、市から市民への一方通行な情報提供ではなく、市民の意見を聴き、コミュニケーションを図るよう努めることとしています。

(財務諸表の作成)

第5条 市長は、毎年度、次に掲げる財務諸表を作成し、これを議会に報告するとともに公表しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書

2 前項各号に規定する財務諸表は、次に掲げる区分につき、作成するものとする。

- (1) 普通会計に係る財務諸表
- (2) 普通会計及び公営事業会計並びに自治法第221条第3項の規定に基づく出資法人等を連結した財務諸表

【解説】

普通会計を対象とする財務諸表のほか、公営事業(企業会計と全ての特別会計)と市が50%以上を出資している法人等を連結した財務諸表を作成することとしています。財務諸表の作成については、総務省方式改訂モデルで作成します。

- (1) 貸借対照表は、市が住民サービスを提供するために所有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを表したものです。
- (2) 行政コスト計算書は、一年間の行政活動のうち、資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの対価として得られた財源を対比させたものです。
- (3) 純資産変動計算書は、貸借対照表内の純資産の部に計上された各数値が一年間でどのように変動したかを表したものです。
- (4) 資金収支計算書は、一年間の現金の収入と支出の情報を3つの区分（経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支）に分けて表したものです。

（実質公債費比率の推計）

第6条 市長は、毎年度、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第3号に規定する実質公債費比率（以下単に「実質公債費比率」という。）の向こう5箇年の推計を行い、これを議会に報告するとともに公表しなければならない。

【解説】

平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い、実質公債費比率が18%以上となったことで許可団体となる地方公共団体については、「公債費負担適正化計画」を策定し、実質公債費負担の適正な管理のための取組みを計画的に行うこととされています。

滑川市では、実質公債費比率が18%以上となったことから、平成18年度及び平成19年度に計画を策定し、その後毎年度計画を更新してきています。

実質公債費比率が18%を下回った場合は、「公債費負担適正化計画」を策定しないこととなりますが、そうした場合にあっても、今後の中期的な期間における財政健全性の判断指標について毎年度推計し、議会への報告と公表を行っていくことにより、財政状況の現状認識と財政健全性の維持のための方策の検討を継続して実施していくとともに、情報の共有を図るものです。

（決算状況の公表等）

第7条 市長は、毎年度、国が実施する地方財政状況調査に基づく決算状況を、議会に報告するとともに公表しなければならない。

【解説】

毎年度に実施する地方財政状況調査（決算統計）の集計結果に基づき、市町村ごとの普通会計の歳入・歳出決算額、基金及び地方債の状況、各種財政指標など地方公共団体の決算に関する事項についてとりまとめた「決算カード」について、議会へ報告し、公表することにより、情報の共有を図るものです。

## 第2節 資産及び負債の原則（第8条 第12条）

### （基本原則）

第8条 市は、長期的な視点に立ち、資産を管理しなければならない。

2 市は、地方債、公債費に準ずる債務負担行為及び不動産の取得又はこれに類する目的のための債務負担行為並びに債務保証の額について、負債として管理しなければならない。

3 市は、負債の額について、償還能力の観点から適切な水準とし、常に逡減に努める財政運営をしなければならない。

### 【解説】

公有財産、物品及び債権並びに基金等の資産について、長期的な人口動向や経済状況等社会環境の変化を踏まえた負担能力やニーズを勘案して、適正な規模及び内容としていく必要があります、そうした観点から資産を管理していきます。

負債については、単に地方債残高だけではなく、債務負担や債務保証などについても負債として管理していくとともに、滑川市の毎年度の市税等の歳入規模を考慮し、償還（返済）が可能な範囲に抑える必要があります。

また、負債は、将来世代の負担ともなるため、一層の逡減に努めていくこととしています。

### （基金）

第9条 市は、災害対策の財源、その他緊急を要し、又は必要やむを得ない財政需要に対応するための資金を確保し、財政の健全かつ円滑な運営に資するため、毎年度末の財政調整基金の残高が、地財法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「標準財政規模の額」という。）の概ね100分の15を超えるよう努めなければならない。

2 市は、公共施設の修繕のための経費その他の財政の安定性のために資金の留保を必要とする経費については、基金を設けて計画的に積み立て、執行するよう努めなければならない。

### 【解説】

地方公共団体の財政は、災害発生時においては、その復旧費用のほか、災害により生じた減収を埋めるための財源として、一時的に多額の資金が必要となります。

また、このほか緊急やむを得ない不測の支出や経済事情の著しい変動等による財源不足等に備えるため、平常時に必要な資金を確保しておく必要があります。

こうしたことから、長期的視野にたった安定的かつ計画的な財政運営を行うため、毎年度末の財政調整基金残高について、標準財政規模の概ね15%を最低必要額として定めておくものです。

市内の公共施設は、昭和40年代から50年代にかけて建設された施設が多く、今後施設の老朽化による大規模改修や建替え、また耐震化等により、多額の財源が必要となります。

また、このほかにも、継続して多額の資金が必要となる経費については、各年度間における大幅な歳出の変動を平準化する必要があることから、計画的な基金の積

立てと執行に努めることとしています。

(実質公債費比率の目標)

第10条 市は、実質公債費比率が100分の15を超えないよう努めなければならない。

【解説】

財政健全化法においては、財政健全化計画の策定や、当該計画の議会の議決、外部監査の要求などが義務付けられている「早期健全化団体」となる基準は、実質公債費比率が25%以上と規定されています。

また、地方債同意等基準においては、実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に際し、実質公債費比率の適正化を図るための計画(公債費負担適正化計画)を策定し、許可を受けなければならないと規定されています。

滑川市では、一層の健全性を維持するためのガイドラインとして、実質公債費比率を上記の基準を下回る15%以下(3か年平均)を目標値として定めています。

(地方債残高)

第11条 市は、一般会計の毎年度末における地方債の残高(地財法第5条ただし書の規定及び地財法以外の法令により発行した地方債の残高をいう。)が、標準財政規模の額の100分の150を超えないよう努めなければならない。

【解説】

地方債の増発は、後年度の財政運営の硬直化を招くものであることから、新たな地方債の発行を極力抑え、健全な財政運営を維持していくため、一般会計における毎年度末の地方債残高(臨時財政対策債等を除く)について、標準財政規模の150%を上限額として定めています。

(起債における検討)

第12条 市は、起債に当たっては、次に掲げる事項を検討しなければならない。

- (1) 地財法第5条等に規定する適債性の有無
- (2) 地方債以外の市税等一般財源による事業実施の可能性と財政運営に与える影響
- (3) 当該起債に係る元利償還金が後年度の財政運営に与える影響
- (4) 将来において市民が負担することの妥当性

【解説】

起債にあたっての検討事項を定めています。

適債性は勿論、起債が可能である場合にあっては、起債に頼らず、一般財源で事業を実施することが財政運営のうえで可能かどうか。

また、交付税措置の有無や算入率のほか、借入利率、借入条件等を考慮し、起債によることが結果として市の負担を少なくする最も有利な選択肢であるか否か。

さらに、起債による場合の後年度の償還費用が財政運営と財政指標にどの程度の

影響を与えるか、このほか、将来において起債によって実施された事業から受ける受益と償還（返済）のための負担について、市民の理解が得られるかについて検討することとしています。

### 第3節 執行における原則（第13条 第15条）

#### （歳入及び歳出）

第13条 市は、歳入について、安定的な増収を図る方策を検討するとともに、市税等については、適切な徴収に努めなければならない。

2 市は、歳出について、効果的で合理的な予算執行に努めなければならない。

#### 【解説】

安定した財政基盤の強化を図るため、歳入の増収策についての検討を定めています。また、市税や使用料等について、これまでも収納率の向上に取り組んできましたが、一層推進していくこととしています。

歳出については、政策目的に資する事業について、経費の節減を図りながら、効果的で合理的な執行に努めていくこととしています。

#### （使用料等の見直し）

第14条 市長は、使用料、手数料、負担金等について、受益と負担との関係を考慮して定期的に総合的な見直しを行わなければならない。

#### 【解説】

使用料等については、定期的に総合的な見直しを行うことを定めています。なお、個々の使用料等について、適宜見直しを行うことを妨げるものではありません。

見直しの期間については、条例では定めていませんが、3年ないし5年毎に見直すことを想定しています。

#### （補助金の見直し）

第15条 市長は、補助金について、政策的必要性及び効果の観点から、定期的に総合的な見直しを行わなければならない。

2 市長は、団体の運営に係る経費に対する補助については、原則として、あらかじめ期限を定めなければならない。

#### 【解説】

補助金についても、定期的な見直しを行うこととしています。また、使用料等と同様に個々の補助金について、適宜見直しを行うことを妨げるものではありません。

見直しの期間についても、条例では定めていませんが、3年ないし5年毎に見直すことを想定しています。

特定の団体に対して、その存続を維持するための補助金を交付することは、適切ではありません。しかしながら、市民活動の活性化などのため、財政基盤が確立す

るまでの数年間限りの支援や、団体の性格上、運営のための助成が断続的に必要となる場合が考えられます。

こうしたことから、団体運営に係る経費の助成については、原則としてあらかじめ期限を定めることとしています。

### 第3章 計画的な財政運営（第16条 第18条）

#### （総合計画策定における原則）

第16条 市は、総合計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、総合計画の確実な実行を図らなければならない。

2 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、次に掲げる事項を基本計画に記載しなければならない。

- (1) 一般会計における歳入の見込み
- (2) 一般会計における歳出の計画額

#### 【解説】

総合計画は、市の担う役割として、市が市民に対して実行を約束したものです。

このため、総合計画は、財源の根拠のあるものとして策定する必要があります。

総合計画における財源の根拠や将来の財政状況の見込みを明らかにし、情報を共有するとともに、説明責任を果たしていく必要があります。このため、歳入の見込みや歳出の計画額を総合計画の基本計画に記載することとしています。

歳入の見込みと歳出の計画額については、一般会計を対象としています。特別会計については、繰出しとして把握することとしています。

#### （予算を伴う計画）

第17条 市長は、予算を伴う計画については、中期財政計画（次条に規定する財政計画をいう。以下この条において同じ。）の計画期間内において必要となる予算を明らかにし、中期財政計画に反映させなければならない。

#### 【解説】

計画的な行政運営を進めていくためには、総合計画に限らず予算を伴う計画については、財源の根拠のあるものとして策定することが必要です。このため、これらの計画については、所要の予算を明らかにし、財政計画に織り込んでいくこととしています。

#### （中期財政計画の策定等）

第18条 市長は、毎年度、総合計画との調整のもとで、中期的な期間における各年度について、次に掲げる事項を記載した財政計画を策定し、議会に報告するとともに公表しなければならない。

- (1) 一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額
- (2) 一般会計における地方債残高の見込み
- (3) 財政調整基金等の残高の見込み

**【解説】**

中期的な見通しに基づいて財政運営を行っていくため、毎年度、総合計画との調整のもとで財政計画を策定することとしています。

中期財政計画の計画期間は、総合計画の基本計画に合わせて5年間で想定しています。

計画の内容は、基本計画に記載することとしている一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額のほか、財政運営と情報共有の観点から、一般会計における地方債残高の見込みや財政調整基金等の残高の見込みを記載することとしています。

なお、基金残高については、財政調整基金のほか、減債基金と(仮)公共施設整備基金を想定しています。

#### 第4章 雑則(第19条)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

この条例の運用に当たって必要な詳細については、本条例施行規則において定めることとしています。

#### 附則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**【解説】**

附則については、施行期日を定めています。

施行日については、公布の日としています。